

# 軽自動車税のお知らせ

## ■納税について

納期限は6月1日(月)です。5月上旬に送付する納税通知書により納めてください。

なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくことになります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続きまたは名義変更が行われていないことが原因と考えられます。手続きが済んでいるかをご確認ください。

## ■減免について

身体に障がいのある方の名前で登録している軽自動車などで、本人運転またはその方と生計を共にする親族または常時介護する方が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので申請してください。なお、減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて一人につき1台に限られます。

**提出書類** ○新規申請の方 軽自動車税減免申請書(新規用)・車検証の写し・運転免許証の写し・障害者手帳の写し  
※申請書は町民税務課および各事務所にあります。

○継続申請の方 軽自動車税減免申請書(継続用)  
※申請書は納税通知書に同封します。  
※申請車の変更または免許更新などをされた場合には、継続申請の方も車検証または運転免許証の写しが必要です。

**提出先** 町民税務課、各事務所

**受付期限** 5月25日(月) ※減免申請は毎年必要です。期限後は受付できません。

**■問合せ** 町民税務課 TEL 0778-47-8014

今庄事務所 ☎ 0778-45-1111

河野事務所 ☎ 0778-48-2111



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する

# 町税・公共料金の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税、各種保険料、上下水道など公共料金を一時に納付することができない方は、納税・支払の猶予制度がありますので、各ご相談窓口まで電話でご相談ください。

## ●納税・支払の猶予が適用されるのは

新型コロナウイルス感染症の影響で次のような事情があり、町税などを一時に納付することで、事業の継続または生活の維持が困難となるおそれがある場合

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納付者ご本人または生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合
- 納付者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- 納付者の方が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

## ●納税・支払の猶予が適用されると

- 一定期間猶予が認められます。(猶予期間はそれぞれ異なります。)
- 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価が猶予されます。

	町税・公共料金など	担当課	電話番号
いし相談窓口	個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人住民税、後期高齢者保険料 など	町民税務課	TEL 0778-47-8014
	介護保険料	保健福祉課	☎ 0778-47-8009
	上下水道料、公営住宅使用料	建設整備課	☎ 0778-47-8003